

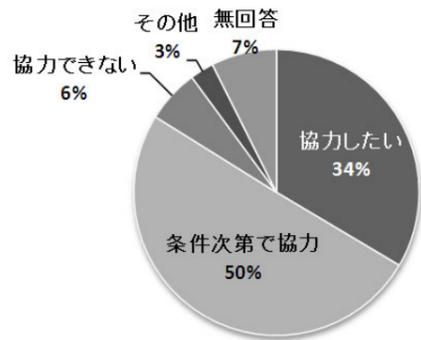
4. アンケート結果の概要について

平成25年9月から10月にかけて、住環境整備事業地区内における計画路線沿道の権利者の皆さまを対象に、住環境整備事業計画作成にあたり、事業への協力意向の把握を目的として、アンケート調査を行いました。このたび調査結果がまとまりましたので概要をお知らせいたします。

調査の概要

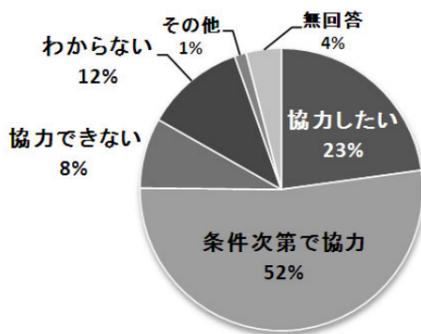
- ・実施時期：平成25年9～10月
- ・実施対象：防災道路・生活道路沿道にかかる土地・建物の所有者または借地借家等による居住者
- ・配布数：(9区・90部) + (10区・88部) + (11区・55部) = 233部
- ・回収率：回収率 = 回収数(151) ÷ 配布数(233) = 64.8%

○住環境整備事業への協力意向について



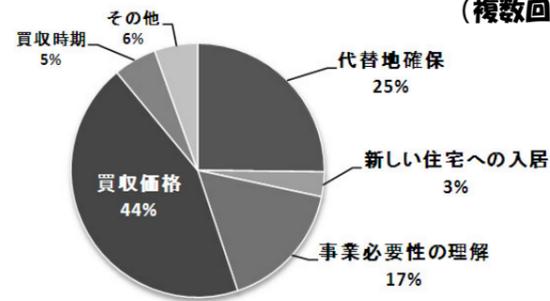
「今回お示した『住環境整備事業』についてどのようにお考えですか」という設問に対し、「条件次第で協力したい」の回答が半数となりました。次いで、「協力したい」が34%となり、あわせて沿道の8割以上の方が何らかの形で協力したいという結果となりました。特に、地区外にお住まいの地権者では全ての回答で何らかの形で協力したいという結果となっており、計画路線沿道地域での事業への理解が深まっている結果となっています。

○計画路線沿道への協力意向について



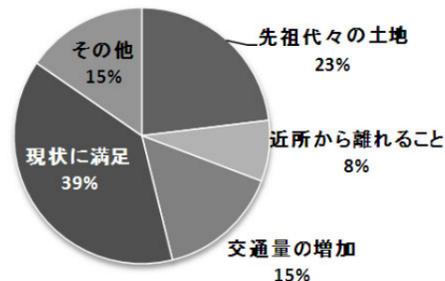
「住環境整備事業に沿って、市が道路や公園を建設する時、その用地があなたの敷地や家屋にかかった場合、どうしますか」という設問に対し、協力の可否を伺いました。「条件次第で協力したい」の回答は52%で半数を上回りました。次いで、「協力したい」が23%となり、あわせて沿道の7割以上が何らかの形で協力したいという結果となりました。特に、地区外にお住まいの地権者では全ての回答で何らかの形で協力したいという結果となっています。

○「条件次第で協力」の場合の条件について (複数回答)



計画路線沿道への協力意向について、「条件次第で協力」という回答者に対し、その条件を伺いました。「買収価格が適当である」が44%と最も多く、次いで「代替地確保」(25%)、「事業の必要性が十分理解できる」(17%)となりました。

○「協力できない」の場合の理由について (複数回答)



計画路線沿道への協力意向について、「協力できない」という回答者に対し、その理由を伺いました。「現在の状況に満足している」が最も多く(39%)、「先祖代々の土地だから」(23%)がこれに次ぐ結果となりました。

お忙しい所、アンケート調査のご協力ありがとうございました。

9区・10区・11区 まちづくり協議会かわら版

よかっぺ

その5

平成26年3月

編集
よかっぺまちづくり協議会
発行
神栖市波崎総合支所
水産・地域整備課
TEL:44-1966(直通)

目次

1. 事業の進捗状況について
2. 今後の事業スケジュールについて
3. 波崎東明神周辺地区住環境整備事業 事業計画について
4. アンケート結果の概要について

1. 事業の進捗状況について

9・10・11区民で構成する“よかっぺまちづくり協議会”では、安全で住みやすいまちにしていくことを目指して、地域の将来像の検討を行ってまいりました。平成23年6月にはこれらの検討の結果を「まちづくり提言書」として取りまとめ市長に提出しました。神栖市ではこの提言書を受け、「住環境整備計画方針(案)」をとりまとめ、平成25年度については皆様のご意見をうかがいながら整備計画を作成してまいりました。



このたび、「波崎東明神周辺地区住環境整備事業」として、平成26年度から事業が本格的にスタートします。また、国や県に対し事業補助についての協議を行っています。



事業の進捗については、今後とも定期的にかわら版にてお知らせしていきます。また、懇談会等を開催し、皆様のご意見を頂きながら進めてまいります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2. 今後の事業スケジュールについて

住環境整備事業計画に基づく概ねのスケジュールは、以下の通りとなっています。

平成25年度

関係権利者ごとに懇談会を開催し、「整備計画(案)」を説明、意見交換を行いました。

「整備計画」
「事業計画」
の作成

平成26年度以降(～概ね10年)

住環境整備事業スタート
今後、優先整備順に拡幅道路沿道の用地測量、地権者との個別交渉を経て道路用地の買収、道路整備等を行う予定です。

【進め方のイメージ】

- 1年目：用地測量
- 2年目：用地買収
- 3年目：舗装整備

※年数は目安です

3. 波崎東明神周辺地区住環境整備事業 事業計画について

波崎東明神周辺地区住環境整備事業 整備計画図



各道路・公園広場の詳細位置については、今後、用地の測量を行うことで確定するため、変更になることがあります。

住環境整備事業の期間・整備順序について

- 事業の期間
事業期間は平成26年度から10年間を予定しています。
- 道路、公園・広場の整備順序
防災道路(6m)を9-10区境、10区、10-11区境、東西道路の順に、生活道路(4m)と、沿道の公園・広場については道路整備の進捗に合わせて整備します。

整備スケジュールのイメージ

事業年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
9-10区境 防災道路6m 901~903路線	測量	買収除却	道路整備								
10区 防災道路6m 1001~1003路線			測量	買収除却	道路整備						
10-11区境 防災道路6m 1101~1103路線				測量	買収除却	道路整備					
東西 防災道路6m 101~104路線						測量	買収除却	道路整備			
9区 生活道路4m 4091~4095路線						測量	買収除却	道路整備			
10区 生活道路4m 4101~4102路線							測量	買収除却	道路整備		
11区 生活道路4m 4111路線								測量	買収除却	道路整備	
9区 公園A										公園整備	
9区 ポケットパークB											公園整備
10区公園C											公園整備
10区 ポケットパークD						公園整備					
11区 ポケットパークE							公園整備				

整備スケジュールについて

① 今後も関係地権者(居住者)の皆さんと話し合いながら進めます
まちづくり協議会や地区別懇談会、アンケート等を通して、皆さまのご意見を踏まえながら整備計画を作成してきましたが、今後、皆さまとの話し合いの場を設けていながら進めることとなります。

② 同意の得られた箇所から順に進めていきます
整備道路の沿道にお住まいのすべての皆さまからの同意が得られ次第、土地の買収、該当する家屋の補償、道路または公園の整備が始まることとなります。各路線ごとの整備スケジュールは概ね右の表の通りです。

※現在検討中のスケジュールです。今後の事業の進捗状況により変更の可能性があります。